

## 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

難聴の方は高齢者だけでなく、様々な原因により若い人にも起こりうる病気でもあります。社会の高齢化に比例して年々増加しています。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、難聴になると人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、認知機能の低下や社会的に孤立する可能性も懸念されています。

この難聴対策として一般的に「補聴器」と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」ですが、様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきました。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発され、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装着そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となっています。

このように、さまざまな難聴者に適用出来る聴覚補助機器等の選択肢が整った今、政府に対して、我が国の更なる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防と共に、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、以下の通り聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取り組みを強く求めます。

### 記

1. 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言のもとで、自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えること。
2. 難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。
3. 社会福祉協議会や福祉施設等との連携のもと、聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供等の社会環境を整えること。
4. 国からの財政的支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月28日

摂津市議会